

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月19日（平成27年（行個）諮問第96号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行個）答申第94号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が療養及び休業補償給付の請求について、平成26年特定月日に不支給決定した調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年2月6日付け大個開第26-355号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

原処分の全部開示を求める。

イ 審査請求の理由

特定労働基準監督署が療養及び休業補償給付不支給決定とした処分に対し、大阪労働局に審査請求しているところである。

審査請求後に入手した特定労働基準監督署作成の意見書の疑問に対する特定労働基準監督署からの説明は、「関係者との面談で事実確認できなかった。認められなかった。」「確認出来ていない。」等であり、「不支給決定」の説明としては到底納得できるものではなかった。そこで、大阪労働局に保有個人情報の開示を請求したが、「部分開示」の決定処分だった。

請求に至った経緯等を特定労働基準監督署に説明する中で、処分決

定までの手順を尋ねたところ、①先ず請求者から説明を聞き、②次に社団関係者数人から説明を聞いた後、③調査復命書作成・処分決定とのこと。

社団関係者からの説明に対する事実確認等を請求者にしないのか問うたところ、「しない」とのこと。事実、特定労働基準監督署が社団関係者からの説明を受けた後に、請求者である私への事実確認ヒアリングは無かった。

特定労働基準監督署は疾病理由を、請求者が主張する「上司とのトラブル」ではなく、「同僚とのトラブル」を採用し、不支給決定とした。社団関係者の説明を「真」と判断したからであろう。

中立の立場であるはずの労働基準監督署は、双方の説明内容に食い違いがあった場合、その真偽は何処で確認されるのか。請求者に事の真偽も確かめず、社団関係者の説明を鵜呑みに「真」と判断した根拠がわからない。

そこで、双方の説明内容を比較し、特定労働基準監督署が社団関係者の説明を「真」と判断した根拠を確認するため、調査復命書及び添付書類一式の情報開示を請求した。しかし、社団関係者の発言は全て墨字の「部分開示」の決定処分であったため、請求者との発言比較、内容の真偽すらも判別できず、請求者の目的にかなうものではなかった。

しかし、「部分開示」の資料からだけでも、特定労働基準監督署の決定処分に対する疑問点が浮かび上がった。

(ア) 調査復命書「1 総合判断(2) 業務による心理的負荷」の「具体的出来事」

a 復命書には「平成25年特定月のメール送信について、会長、副校長が事後処理を行っていることが認められる。」と記されているが、「事後処理」の具体的内容を特定労働基準監督署に問うたところ、「確認できていない。」との回答。

請求者は、次のように特定労働基準監督署に説明していた。

副校長は、教務主任のメール内容を確認、その後メール送信されたことを認めている。

副校長が修正処理（「私が事務長である。」とメール送信した職員に口頭説明）をしたのは特定月になってからであり、それもメール送信した職員全員ではなかった。

副校長が関与しているのが明白にも関わらず、「同僚とのトラブル」と言えるのか。

b 復命書には「平成25年特定月のメール送信について、請求人に対する人格否定があった訳でなく、多人数が結託したわけでも

ない。」と記されているが、特定労働基準監督署は、「特定氏名はパフォーマンスは上手ですが、仕事は全く出来ません」とある送信メールを確認している。この内容は、今までの私の仕事を否定されるものであり、私にとって、誹謗中傷、人格否定の何物でもない。

また、同メールに「副会長、副校長にご報告済み」とあることから、副会長、副校長了解の上でのメール送信であることは明白で、上司も含めた三者が結託していると判断するのが妥当であるにも関わらず、「同僚とのトラブル」と言えるのか。

(イ) 調査復命書「3業務による心理的負荷の有無及びその内容」の「認定事実」

「本人が申し立てる……件については、請求人が意見しただけであってトラブルにはなっていない。」と記載されている。特定労働基準監督署が、請求人が申し立てていた内容の事実確認をされたのか。

「トラブルにはなっていない。」の記載では、「請求人が申し立てている不適切な経費支出や法令違反等が事実であったとしても、トラブルにならなければ問題ない。」と。即ち、「表面化しなければ問題ない。」とも受け取られる。もし事実でないと判断されたなら、調査復命書に「申し立ては、請求者の虚偽」とはっきり記載すべきではないのか。

以上、請求者、社団関係者双方の説明内容の比較とその真偽を確かめなければ、事実関係は明確にはならないと考えており、そのためにも「全部開示」を認めて頂きたい。

なお、社団提出の事業場報告書については、「開示は『了解』で回答。」とのメールを事務局長から頂いている。提出者が了解している事業場報告書は全部開示が妥当と考える。

上記のとおり審査請求をする。

(2) 意見書

ア 請求者が情報開示の審査請求するに至った経緯は、以下のとおり

(ア) 特定労働基準監督署（以下、監督署）に「労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付」を請求した際、監督署は、請求者の意見聴取後、学校（社団を合む）関係者から意見聴取をしたが、その聴取内容の真偽を請求人に確認することなく、補償給付を支給しない旨の処分を決定した。

(イ) 処分決定に係る疑問点を監督署担当者に質問したところ、曖昧な回答に終始した。そこで、どの様に処分が決定されたのか知るため、その根拠となる監督署担当者作成の調査復命書等の開示請求を行っ

た。

(ウ) 開示された調査復命書等の殆どは墨字で、内容確認の出来るものではなかった。しかし、明らかに事実と異なる点が、部分開示された箇所から見つかった。

(エ) そこで、請求者と学校関係者との聴取内容を比較したいとの思いから、審査請求することにした。

イ 平成27年特定月日付けで情報公開・個人情報保護審査会から送付された通知文に添付されていた諮問庁である厚生労働省作成の理由説明書の中で、不開示妥当の理由を「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため…」としている。

「請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」とあるが、聴取内容の真偽確認もされていない中、請求者の権利利益は何処で担保されたのか。

監督署が学校関係者から聴取した内容のうち、少なくとも、請求者に関するものは、請求者の個人情報として知る権利があり、その内容に誤りがあれば訂正する権利も有すると考える。

ウ 大阪労働者災害補償保険審査官から送付の「補償給付を支給しない旨の処分の取り消し求めた労働者災害補償保険審査請求」棄却の決定書に添付の理由書（添付資料は本答申書では省略）には、匿名ではあるが、被聴取者（学校関係者）からの聴取内容が記されてあった。

エ 諮問庁作成の理由説明書に、「原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示…」とあることは、請求者にとって嬉しいことであるが、決定書添付の理由書のように被聴取者名が匿名でも良いので、調査復命書等の更なる開示を希望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成26年12月9日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署が療養及び休業補償給付の請求について平成26年特定月日に不支給決定した調査復命書及び添付書類一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年2月20日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を

新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署が、請求者に係る労災申請について、平成26年特定月日に不支給決定した調査復命書及び添付書類一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の①、4、9の③、10、15の①、16の①、16の③、17の①、18の①、19の①、20の①、21の①、22、24の①、26の①、27及び28の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、3の②、15の②、17の②、18の②、19の②、20の②、24の②、28の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号9の①、21の②の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号9の②、14、16の②及び26の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、3の②、15の②、16の③、17の②、18の②、19の②、20の②、24の②及び28の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表「原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年5月19日付け厚生労働省発基0519第2号により諮問した平成27年(行個)諮問第96号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表の不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、4、9の③、10、15の①、16の①、16の③、17の①、18の①、19の①、20の①、21の①、22、24の①、26の①、27及び28の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、3、15の②、17の②、18の②、19の②、20の②、24の②、28の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号9の①、21の②、26の③の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号9の②、14、16の②及び26の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、

3, 15の②, 16の③, 17の②, 18の②, 19の②, 20の②, 24の②及び28の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号14, 16の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

別表

文書	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報
----	-------	------------	-------

番号			法14条該当号		
			2号	3号 イ	7号 柱書き
3	地方労災医員 意見書	3頁ないし5頁及び7頁の聴取者の部分及 び聴取書の要旨部分	○		○
14	事業場提出の 社内メール	2頁及び3頁の文書受付印以外の部分		○	○
16	聴取者提出資 料①	① 1頁2行目1文字目ないし4文字目	○		
		② 12頁文書受付印以外の部分 18頁及び19頁文書受付印以外の部分		○	○
		③ 4頁ないし10頁の文書受付印以外の部分 11頁4行目6文字目ないし18文字目, 5 行目9文字目ないし12文字目, 18文字目 ないし21文字目 8行目2文字目及び3文字目, 12行目2文 字目及び3文字目, 13行目6文字目ないし 9文字目, 14行目4文字目ないし13文字 目, 15行目5文字目ないし13文字目, 1 6行目5文字目ないし9文字目, 17行目5 文字目ないし14文字目 18行目2文字目及び3文字目, 12文字目 及び13文字目, 21行目2文字目及び3文 字目, 24行目5文字目及び6文字目 29行目3文字目ないし6文字目, 30行目 4文字目ないし7文字目 印影部分 13頁監事氏名及び印影部分 15頁ないし17頁及び20頁文書受付印以 外の部分 21頁欄外記載の個人名部分 23頁個人名部分 28頁印影部分及び起案者, 受講者氏名部分 29頁文書受付印以外の部分 31頁ないし33頁文書受付印以外の部分	○		○
19	聴取者提出資 料②	① 1頁2行目1文字目ないし6文字目 3頁14行目氏名部分	○		
24	聴取書⑤	① 1頁2行目1文字目ないし11文字目, 2頁「発信年月日」欄, 「職・氏名」欄, 「 電話番号」欄, 「件名」欄	○		
26	就業規則, 協 定届(写)	① 19頁労働者代表の署名	○		
		③ 19頁の事業場印影		○	

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年6月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年8月8日 諮問庁より補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が療養及び休業補償給付の請求について、平成26年特定月日に不支給決定した調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号28に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

ア 通番4、通番26（2頁「件名」欄）及び通番32について

通番4及び通番32は、聴取対象に関する記載であるが、個人に関する情報ではなく、通番26（2頁「件名」欄）は、審査請求人に関する記載であることから、いずれも審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められないことから、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番8及び通番19について

通番8は、審査請求人が特定事業場に勤務していた期間の当該事業場の組織図の一部に記載された審査請求人以外の氏名であり、通番19は、審査請求人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

に該当するが、審査請求人が承知している情報であり、同号ただし書きに該当し、開示すべきである。

ウ 通番14について

(ア) 通番14のうち、11頁4行目6文字目ないし18文字目の部分は、特定団体の総会議事録に記載された総会の出席人数である。総会の出席人数は、特定の個人を識別することができるものとはいえず、これを開示しても審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番14のうち、23頁の個人名部分並びに28頁の起案者及び受講者氏名部分については、審査請求人以外の個人の氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が承知している情報であり、同号ただし書きに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番25及び通番26（上記アを除く。）について

通番25は、医師の署名及び印影であり、通番26は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の個人に聴取した際の、その個人が勤務する特定事業場名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該医師の署名及び印影は、原処分において開示されており、また、特定事業場名は原処分において開示されている部分から審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書きに該当し、開示すべきである。

オ 通番29について

当該部分は、時間外労働・休日労働に関する協定届の労働者数欄であるが、時間外労働・休日労働に関する協定は、使用者に労働者に対する周知義務が課せられていることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

当該不開示部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、これを開示すると氏名等を不開示とされた者が聴取実施者であることが明らかになるところ、聴取実施者については審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、○印が付記されていないことを審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、同号ただし書きイに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4，通番7，通番8，通番10，通番12，通番15，通番17，通番19，通番21，通番23，通番26及び通番32について

通番4は、聴取書等に付された審査請求人以外の個人の職名であり、通番7及び通番23は、報告書作成者等の氏名であり、通番8は、組織図に記載された審査請求人以外の氏名であり、通番10，通番15，通番17，通番21，通番26及び通番32は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名、役職、住所、生年月日、発信年月日、所属する事業所名、電話番号等であり、通番12及び通番19は、当該資料を特定労働基準監督署に提出した第三者の役職名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番28及び通番31について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番5、通番24及び通番30について

通番5及び通番30は特定事業場の印影であり、通番24は健康保険関係団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6について

当該部分は、一般に公にしていらない特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2及び通番3について

a 通番2の4頁及び7頁ないし18頁「調査結果」欄のうち特定

労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人の職氏名の記載部分については、それぞれ被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 通番2の23頁ないし25頁の聴取者を表す記号及び通番3の聴取者を表す記号については、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示すると、職場の関係者等にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、聴取されたことは被聴取者にとって一般的に他人に知られたくない情報であることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、審査請求人以外の個人から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番11, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20, 通番22, 通番27及び通番33について

- a 通番11, 通番14, 通番16, 通番18及び通番22のうち署名及び印影部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 通番20のうち4頁目の不開示部分は、奨学金に関する記載であり、3頁目の氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハに該当する事情は認められない。また、法15条2項に規定する部分開示について検討すると、3頁目の氏名について、上記(1)イにおいて開示すべきとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した内容又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて、審査請求人以外の個人から提出された資料であり、上記(ア)cと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号及び7号柱書き該当性について

通番9及び通番13は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、大阪労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

(別表)

1 文書 番号	2 対象 文書名	3 通 番	4 原処分において不開示と されている部分	5 不開示情 報 (法14条該 当号)			6 開示 すべき部 分
				2 号	3 号 イ	7号 柱書 き	
1	調査復命 書	1	① 27頁組織図の氏名部分	○			
		2	② 3頁「その他」欄，同僚の 発言内容部分 4頁，7頁ないし18頁「調 査結果」欄 20頁4-2「個体側要因の 有無及びその内容」欄の同僚 の発言内容部分 23頁ないし25頁の聴取者 の部分及び聴取書の要旨部分	○		○	
			③ 3頁「その他」欄，1行目 32文字目ないし2行目18 文字目まで及び4行目20文 字目から5行目16文字目ま で，20頁4-2「個体側要 因の有無及びその内容」欄の 3行目34文字目ないし4行 目21文字目，4行目31文 字目及び32文字目，6行目 21文字目ないし7行目18 文字目及び7行目28文字目 及び29文字目並びに，24 頁の最終行11文字目ないし 25頁の1行目16文字目及 び25頁7行目11文字目な いし39文字目			新たに開示	
2	出来事確 認表，労働 時間集計		-				

	表等						
3	地方労災 医員意見 書	3	① 3 頁ないし 5 頁及び 7 頁の 聴取者の部分及び聴取書の要 旨部分	○		○	
			② 7 頁の 1 4 行目 1 1 文字目 ないし 1 5 行目 2 0 文字目及 び 2 2 行目 1 1 文字目ないし 2 3 行目 4 文字目	新たに開示			
4	添付資料 一覧	4	聴取者が特定できる部分	○			最終行の 不開示部 分
5	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書		-				
6	休業補償 給付支給 請求書		-				
7	申立書・ 請求人提 出資料		-				
8	請求人に 対する聴 取書		-				
9	事業場報 告書	5	① 2 頁事業場印影		○		
		6	② 2 頁労働者数		○		
		7	③ 2 頁報告書作成者氏名	○			
			④ 5 頁目の「4 被災者の性 格傾向について」の欄の不開 示部分及び「5 社会的適応 状況について ※職場におけ るエピソードなど」の欄の不開 示部分、6 頁目の「(5) 気分等の変化」の欄の不開示 部分並びに 1 0 頁目の不開示 部分全て	新たに開示			
1	事務分担	8	3 頁個人名部分	○			審査請求

0	図, 組織図						人の職氏名 の右側 及び最下 落部分
1 1	労働者名 簿, 履歴書		-				
1 2	辞令		-				
1 3	健康診断 結果		-				
1 4	事業場提 出の社内 メール	9	① 2 頁及び 3 頁の文書受付印 以外の部分		○	○	
			② 2 頁及び 3 頁の特定労働基 準監督署の文書受付印	新たに開示			
1 5	聴取書・ 電話聴取 書①	1 0	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目 2 頁 2 行目 3 文字目ないし 2 1 文字目, 3 行目 3 文字目な いし 1 9 文字目, 4 行目 3 文 字目ないし 1 4 文字目, 5 行 目 7 文字目及び 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目及び 1 3 文字目, 1 6 文字目及び 1 7 文字目, 6 行目 1 文字目な いし 1 0 文字目 1 4 頁「発信年月日」, 「事 業所・病院等」, 「職・氏 名」, 「電話番号」各欄	○			
		1 1	② 2 頁 8 行目ないし 2 2 行目 3 頁ないし 1 2 頁, 1 3 頁 1 行目ないし 1 4 行目 1 4 頁電話聴取内容	○		○	
			③ 2 頁 5 行目 5 文字目, 6 文 字目, 9 文字目, 1 1 文字 目, 1 4 文字目, 1 5 文字 目, 1 8 文字目及び 1 9 文字 目	新たに開示			

1 6	聴取者提出資料①	1 2	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目	○			
		1 3	② 1 2 頁文書受付印以外の部分, 1 8 頁及び 1 9 頁文書受付印以外の部分		○	○	
		1 4	③ 4 頁ないし 1 0 頁の文書受付印以外の部分, 1 1 頁 4 行目 6 文字目ないし 1 8 文字目, 5 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目, 1 8 文字目ないし 2 1 文字目, 8 行目 2 文字目及び 3 文字目, 1 2 行目 2 文字目及び 3 文字目, 1 3 行目 6 文字目ないし 9 文字目, 1 4 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目, 1 5 行目 5 文字目ないし 1 3 文字目, 1 6 行目 5 文字目ないし 9 文字目, 1 7 行目 5 文字目ないし 1 4 文字目, 1 8 行目 2 文字目及び 3 文字目並びに 1 2 文字目及び 1 3 文字目, 2 1 行目 2 文字目及び 3 文字目, 2 4 行目 5 文字目及び 6 文字目, 2 9 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 3 0 行目 4 文字目ないし 7 文字目 印影部分, 1 3 頁 監事氏名及び印影部分, 1 5 頁ないし 1 7 頁及び 2 0 頁文書受付印以外の部分, 2 1 頁 欄外記載の個人名部分, 2 3 頁 個人名部分, 2 8 頁 印影部分及び起案者, 受講者氏名部分, 2 9 頁文書受付印以外の部分並びに 3 1 頁ないし 3 3 頁文書受付印以外の部分	○		○	1 1 頁 4 行目 6 文字目ないし 1 8 文字目, 2 3 頁 個人名部分並びに 2 8 頁起案者及び受講者氏名部分
			④ 4 頁ないし 1 0 頁の特定労	新たに開示			

			働基準監督署の文書受付印 1 2 頁の特定労働基準監督署 の文書受付印 1 5 頁ないし 2 0 頁の特定労働 基準監督署の文書受付印 2 9 頁の特定労働基準監督署 の文書受付印 3 1 頁ないし 3 3 頁の特定労働 基準監督署の文書受付印			
1 7	聴取書②	1 5	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目 2 頁 2 行目 3 文字目 ないし 2 0 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 4 行 目 3 文字目ないし 1 3 文字 目, 5 行目 7 文字目及び 8 文 字目, 1 0 文字目, 1 2 文字 目, 1 5 文字目及び 1 6 文字 目, 6 行目 1 文字目ないし 9 文字目	○		
		1 6	② 2 頁 8 行目ないし 2 2 行 目, 3 頁ないし 1 1 頁, 1 2 頁 1 行目ないし 1 8 行目	○		○
			③ 1 頁 2 行目 8 文字目ないし 1 1 文字目, 2 頁 5 行目 5 文 字目, 6 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 7 文字目及び 1 8 文字目, 6 行目 1 0 文字目	新たに開示		
1 8	聴取書③	1 7	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 2 頁 2 行目 3 文 字目ないし 1 4 文字目, 3 行 目 3 文字目ないし 1 7 文字 目, 4 行目 3 文字目ないし 5 文字目, 5 行目 7 文字目及び 8 文字目, 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 1 3 文字目及び 1 4 文字目並びに 1 7 文字目及	○		

			び18文字目並びに6行目1文字目ないし10文字目				
		18	②2頁8行目ないし22行目, 3頁ないし6頁, 7頁1行目ないし21行目	○		○	
			③2頁5行目5文字目, 6文字目, 9文字目, 12文字目, 15文字目, 16文字目, 19文字目及び20文字目, 6行目11文字目	新たに開示			
19	聴取者提出資料②	19	①1頁2行目1文字目ないし6文字目, 3頁14行目氏名部分	○			3頁14行目の氏名部分
		20	②2頁文書受付印以外の部分4頁ないし7頁文書受付印以外の部分	○		○	
			③2頁, 4頁ないし7頁の特定労働基準監督署文書受付印	新たに開示			
20	聴取書④	21	①1頁2行目1文字目ないし7文字目, 2頁2行目3文字目ないし19文字目, 3行目3文字目ないし18文字目, 4行目3文字目ないし13文字目, 5行目7文字目及び8文字目, 10文字目, 12文字目及び13文字目並びに16文字目及び17文字目並びに6行目1文字目ないし10文字目	○			
		22	②2頁8行目ないし22行目, 3頁ないし13頁, 14頁1行目ないし17行目	○		○	
			③2頁5行目5文字目, 6文字目, 9文字目, 11文字目, 14文字目, 15文字目, 18文字目及び19文字目, 6行目11文字目	新たに開示			

2 1	健康保険 の受診歴 について (回答)	2	① 2 頁連絡先の氏名	○			
		3					
		2	② 2 頁印影部分		○		
		4					
2 2	主治医意 見書	2	2 頁医師署名, 印影部分	○			全て開示
		5					
2 3	診療録		-				
2 4	聴取書⑤	2	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし	○			1 頁 2 行 目 1 文字 目ないし
		6	1 1 文字目, 2 頁「発信年月 日」欄, 「職・氏名」欄, 「電話番号」欄, 「件名」欄				
		2	② 聴取内容	○		○	
		7					
2 5	請求人提 出資料		-				
2 6	就業規則, 協定届 (写)	2	① 1 9 頁労働者代表の署名	○			
		8					
		2	② 1 9 頁「労働者数」欄の記 載		○		全て開示
		9					
		3	③ 1 9 頁の事業場の印影		○		
		0					
2 7	職員勤怠 表, 賃金 台帳, 通 勤手当申 請書	3	1 7 頁印影部分	○			
		1					
2 8	聴取書⑥	3	① 1 頁 2 行目 1 文字目ないし	○			1 頁 2 行 目 1 文字 目ないし
		2	7 文字目 2 頁「発信年月日」欄, 「事 業所・病院等」欄, 「職・氏 名」欄, 「電話番号」欄				
		3	② 聴取内容	○		○	
		3					

※ 文書番号 9 及び文書番号 10 は頁数を修正し，文書番号 17 の②，文書番号 18 の②，文書番号 20 の②及び文書番号 21 の①は頁数を追加するなど，当審査会で，誤植を修正している。